

2019年度 大阪賞金問題研究会 第2回 事例研究会

「外国人技能実習生の受入れの 現実と問題点」

- 2019年10月3日(木)
- 大阪シーリング印刷株式会社
人事総務本部総務部 村山 淳一

 大阪シーリング印刷株式会社

1. OSPグループのご紹介 (2019年8月末現在)

- 【創業】 1927(昭和2) 年
- 【設立】 1954(昭和29) 年
- 【資本金】 3億2,443万9,200円
- 【売上高】 969億5,600万円
- 【従業員】 単体 3,384名 <グループ 国内7社・海外5社> 4,432名
- 【事業内容】 シール・ラベル・ステッカー・シュリンクラベル等軟包材の印刷、自動ラベラー等の製造販売
- 【生産拠点】 栃木③、岐阜③、滋賀②、大阪③、北九州②
- 【営業拠点】 札幌から沖縄まで全国主要都市全32ヶ所
- 【海外拠点】 米国(NY)、中国(蘇州①、上海他)、タイ(バンコク、ナコンパトム①)、フィリピン(セブ)
- 【認証取得】
 - ・ISO9001品質MS ・ISO14001環境MS
 - ・ISO22000食品安全MS ・CoC森林認証
 - ・OHSAS18001労働安全衛生MS
 - ・ISO27001情報セキュリティMS
 - ・ISO22301BCMS(事業継続)



2. 外国人技能制度とは？

【おさらい】

●外国人技能制度とは

*開発途上国の「人づくり」に協力するため、技術移転の仕組みとして1993年に創設。

途上国の経済を担う人材育成を目的として国際協力、国際貢献のため導入された制度。

*公共財団法人 国際研修協力機構「JITCO(ジツコ)」が主に監修技能実習法には、基本理念として「技能実習は、労働力の需給の調整の手段として行われてはならない」(法/第3条第2項)と記されている

*技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約33万人在留している。(2018年末時点)

2. 外国人技能制度とは？

●受入れ職種

⇒68職種・127作業(機械・金属、建設、繊維、農業、漁業、その他製造)
80職種・144作業(2019年5月28日時点)

●受入れ期間

最長3年 ⇒ 最長5年に

受入れ9か月目に 技能評価試験(国家試験・基礎2級)に合格が必要

2.外国人技能制度とは？

● 受入れ方式

企業単独型と団体管理型

① 企業単独型

日本の企業等(実習実施者)が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施する方式

② 団体管理型

事業協同組合や商工会等の営利を目的としない団体(監理団体)が技能実習生を受け入れ、傘下の企業等(実習実施者)で技能実習を実施する方式

・2018年末時点 企業単独型=2.8% 団体管理型=97.2%

5

2.外国人技能制度とは？

● 受入れ可能人数

- ・常勤従業員300名以上 … 常勤従業員の1/20
- ・常勤従業員30名以下 … 3人

● 雇用形態

- ・受入れ企業の直雇用(パート、嘱託、正社員いずれでもOK)

● 2017年11月

- ・「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が施行
- ⇒ 開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に協力するという制度趣旨を徹底するため、
- ・管理監督体制を強化するとともに、技能実習生の保護等を図る。
- ⇒ **優良団体は、「5年延長」に拡張可能に**
- ・優良企業:120点満点中60%以上

7

2.外国人技能制度とは？

● 技能実習区分と在留資格

	企業単独型	団体管理型
入国1年目 (技能等を習得)	第1号企業単独型技能実習 (在留資格「技能実習第1号イ」)	第1号団体監理型技能実習 (在留資格「技能実習第1号ロ」)
入国2・3年目 (技能等に習熟)	第2号企業単独型技能実習 (在留資格「技能実習第2号イ」)	第2号団体監理型技能実習 (在留資格「技能実習第2号ロ」)
入国4・5年目 (技能等に熟達)	第3号企業単独型技能実習 (在留資格「技能実習第3号イ」)	第3号団体監理型技能実習 (在留資格「技能実習第3号ロ」)

- ・ 第1号技能実習から第2号技能実習へ、**第2号技能実習から第3号技能実習へそれぞれ移行するためには、技能実習生本人が所定の技能評価試験**(2号への移行の場合は学科と実技、3号への移行の場合は実技)**に合格していることが必要**です。

6

3.OSPの受入れ経緯・目的

<OSPを取り巻く環境>

● 人材確保

● 社員のグローバル化

8

4.受入れ内容(職種・対象国・人数)

●受入れ職種

⇒7 その他(14職種26作業)

7-2-1 印刷(オフセット印刷作業)

●受け入れ対象国

●受入れ人数

9

4.受入れ内容(職種・対象国・人数)

●タイ国の現地法人設立

●受入れ勤務地

●雇用形態

10

5.受入れ対応(勤務地・住まい・通勤手段)

●受入れ住まい

●勤務地までの通勤手段

●経費

11

6.アフターフォロー・教育指導

●アフターフォロー

●教育指導

●後発組ほど、日本語能力が伸びない...?!

●食事情

12

7. タイ人の気質

- 約束は守る。
- 時間にはルーズ
- 寒さに弱い...

13

8. タイ人のお金事情

- 約束は守る。
- 時間にはルーズ
- 寒さに弱い...

14

9. 国内勤務中のトラブル

● 行方不明...?

⇒ 一般的なケースは、外国人実習生の賃金・受入待遇が悪いブラック企業で起こる話だと耳にするが...

〈原因〉...

〈対処方法〉...

15

10. 帰国後の処遇と現実

● 実習期間終了後の処遇

⇒ 旧制度の受入れ期間「3年間」から、平成29年11月1日からの新制度ば、一旦帰国後(1ヶ月以上)、最大「2年間の実習」が可能となった。(計5年間)

〈問題点1〉 ～タイと日本との待遇面のギャップ

〈問題点2〉 ～離反者事故による悪影響

16

11. 特定技能ビザについて

<目的>

- 技能実習: 国際貢献 ⇒ 手続きが複雑
 - 特定技能: 2019年4月からスタートの新しい在留資格で、深刻な人手不足と認められた14の業種に限り、外国人の就労が解禁。
⇒ 手続きがシンプル
- ※生産性向上や国内人材の確保のための取り組みを行ってもなお、外国人材の受け入れが必要と認められる業種において受入れ

・特定産業分野 14の業種とは

- ①建設業、②造船・船用工業、③自動車整備業、④航空業、⑤宿泊業
⑥介護、⑦ビルクリーニング、⑧農業、⑨漁業、⑩飲食品製造業、
⑪外食業、⑫素形材産業、⑬産業機械製造業、⑭電気電子情報関連産業

17

12. 特定技能ビザについて

	特定技能	技術学習
目 的	人手不足解消	国際貢献
受入国	原則自由 但し、退去強制を拒むイラン等一部の国からは受入れ不可	制限あり(15ヶ国) ベトナム、中国、フィリピン、インドネシア、タイの5ヶ国が全体の94.6%
スキーム	シンプル (2当事者) 外国人労働者と受入企業のみ (任意で登録支援機関の利用)	複雑 (5当事者) 外国人労働者と受入企業の他、送出し機関、事業協同組合、技能実習機構が複雑に関与
受入人数	26万人～34万人 (2019年からの5年間)	33万人 (2018年末実績)

18

13. 外国人技能実習生受入れのポイント

1. 受入れ部署の理解と協力

2. 国際協力の精神

19

以上、ご清聴ありがとうございました。
皆さんの会社で「外国人技能実習生」を導入される際のご参考になれば、幸甚です…。

大阪シーリング印刷株式会社

人事総務本部総務部 村山 淳一

20